

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、
翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定

保険医療機関等の指定

保険医等の登録

鶏等の移入の禁止

土地改良区の役員の就退任(二件)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(二件)

保安林の指定の解除

土地収用法による事業の認定

◇ 教委告示 教育委員会の招集

告 示

鳥取県告示第四百十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十九年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岡本医院	鳥取市津ノ井二五八十二	昭和五十九年五月八日

鳥取県告示第四百十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十九年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
樋口医院	鳥取市野坂九一四	昭和五十九年五月一日
藤山内科医院	鳥取市西品治三〇五十二	〃

石河内科医院	鳥取市元魚町一丁目二一九	"
米本循環器内科 消化器内科	鳥取市吉成八二〇一五	昭和五十九年五月八日
医療本人養和会 廣江病院	米子市上後藤三三二	昭和五十九年五月一日
木下産婦人科医 院	米子市角盤町三丁目四五	昭和五十九年五月十四日
福嶋整形外科医 院	倉吉市伊木二六二	昭和五十九年五月一日
柿坂医院	八頭郡八東町大字北山七三	"
松井医院日吉津 分院	西伯郡日吉津村大字日吉津八 八九一四	昭和五十九年五月十四日
篠原病院	日野郡溝口町長山一五二一	昭和五十九年五月一日
湖山歯科医院	気高郡気高町大字勝見七四	"
快生薬局	鳥取市徳尾八一二八	昭和五十九年五月一日
今井薬局	米子市上後藤五二二	"
小林薬局上井店	倉吉市上井二二三一七	"
佐治村国民健康 保険歯科診療所	八頭郡佐治村大字加瀬木二 二三五	"
鳥取県東部医師 会附属休日急患 診療所	鳥取市戎町三一七	"
入沢歯科医院	日野郡日南町生山六九〇	"

なりさだ歯科医 院	米子市両三柳二三〇〇一	昭和五十九年五月八日
岡本医院	鳥取市津ノ井二五八一二	"

鳥取県告示第四百十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十九年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
池田 正樹	鳥医第三、〇四〇号	昭和五十九年四月十九日
太田 規世司	鳥医第三、〇四一号	"
長谷川 好美	鳥薬第五三五号	昭和五十九年四月二十日
永見 幸人	鳥薬第五三六号	"

鳥取県告示第四百十六号

ニューカッスル病予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第四

十七号)第一条の規定に基づき、鶏、あひる、七面鳥若しくはうずら若しくはこれらの死体又はニューカッスル病の病原体を広げるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和五十九年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鹿兒島県鹿兒島市の区域

鳥取県告示第四百十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり東郷町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	岡本 肇	東伯郡東郷町大字門田三七六
"	足立 春人	大字長和田五五二六
"	谷口 輝久	大字門田三八一
"	竹内 苞	大字佐美二二八
"	林 信幸	大字埴見一九二一
"	山田 清晴	大字野花四八〇
"	森 義雄	大字引地三二九

就任した役員の氏名及び住所

理事	岡本 肇	東伯郡東郷町大字門田三七六
"	足立 春人	大字長和田五五二六
"	谷口 輝久	大字門田三八一
"	竹内 苞	大字佐美二二八
"	林 信幸	大字埴見一九二一
"	山田 清晴	大字野花四八〇
"	森 義雄	大字引地三二九
"	徳井 俊市	大字国信二〇四
"	榎本 益美	大字方面一八三

昭和五十九年四月六日退任

監事	神波 勝人	大字長和田五八三
"	市橋 春海	大字小鹿谷一六
"	山田 操	大字藤津七九四
"	下田 登	大字北福一〇四
"	小谷 正己	大字漆原一三四
"	前田 泰徳	大字方地九九〇
"	米田 勉	大字白石六二六
"	中村 寛正	大字野方一七四
"	森田 弘毅	大字川上七四五
"	下山 勝一	大字高辻二五三
"	榎本 益美	大字方面一八三
"	徳井 俊市	大字国信二〇四

〃	下山勝一	〃	大字高辻二五三
〃	森田弘毅	〃	大字川上七四五
〃	中村寛正	〃	大字野方一七四
〃	米田勉	〃	大字白石六二六
〃	前田泰徳	〃	大字方地九九〇
〃	小谷正己	〃	大字漆原一三四
〃	下田登	〃	大字北福一〇四
〃	森田泰徳	〃	大字川上八三六
監事	市橋春海	〃	大字小鹿谷一六
〃	山田操	〃	大字藤津七九四
〃	神波勝人	〃	大字長和田五八三

昭和五十九年四月六日就任 任期四年

鳥取県告示第四百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり丹比土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	植田繁道	八頭郡八東町大字志谷七八〇
〃	藤田昇	〃
〃	〃	大字中一一〇

〃	秋山一成	〃	大字志谷七八一
〃	沢田晋	〃	大字用呂一三一二
〃	矢部徳次	〃	一二六六
〃	矢部賢禹	〃	一二七七
〃	田中浅三	〃	大字北山四五
〃	坂本憲治	〃	大字中三一五
〃	藤田孝忠	〃	一〇九
〃	山根嘉久	〃	大字富枝二七七
〃	山田潔	〃	四五八
〃	太田文蔵	〃	一一〇一一
〃	石塚好雄	〃	大字北山四五―二
〃	山根定男	〃	大字志谷六四八
〃	大平哲男	〃	大字用呂三九三
監事	松葉淳	〃	大字中一六五
〃	山根弘己	〃	大字用呂七五二
〃	大村湊男	〃	大字富枝四五〇

昭和五十九年三月三十一日 退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	山根嘉久	八頭郡八東町大字富枝二七七
〃	大村湊男	四五〇
〃	矢部賢禹	大字用呂一二七七
〃	矢部登貴平	一二五六
〃	矢部徳次	一二六六

〃	太田 章太郎	〃	大字富枝三七
〃	大平 哲男	〃	大字用呂三九三
〃	田中 浅三	〃	大字北山四五
〃	石塚 好雄	〃	四五―二
〃	藤田 昇	〃	大字中一〇
〃	藤田 孝忠	〃	一〇九
〃	坂本 憲治	〃	三一五
〃	川尻 寿賀雄	〃	大字志谷七四四
〃	藤本 忠夫	〃	七九一
〃	小林 勇	〃	六五七―一
監事	山根 弘己	〃	大字用呂七五二
〃	矢部 義広	〃	大字富枝一二五
〃	松葉 淳	〃	大字中一六五

昭和五十九年四月一日就任 任期三年

鳥取県告示第四百十九号

日野郡日南町生山五八三弓場友義ほか一人の者が共同して行う土地改良事業（非補助事業田ノ原地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により告示、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び規約の写し
縦覧に供する期間
昭和五十九年五月二十三日から二十日間
- 二 縦覧に供する場所
日南町役場
- 三 縦覧に供する場所
日南町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百二十号

赤碓町が行う土地改良事業（団体営は場整備事業山川地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
縦覧に供する期間
昭和五十九年五月二十三日から二十日間
- 二 縦覧に供する場所
赤碓町役場
- 三 縦覧に供する場所
赤碓町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十九年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字長瀬字村後一〇九二の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び羽合町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百二十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

溝口町

二 事業の種類

溝口町常温混合アスファルトプラント建設事業

三 起業地

1 収用の部分 日野郡溝口町長山字殿川内内地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
溝口町役場

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第九号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十九年五月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福 之 助

一日時 昭和五十九年五月二十八日（月）午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地
鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 鳥取県スポーツ振興審議会委員の任命について

2 その他